

# 「山形ゼロ災3か月運動・2017」実施要領

～ 労働災害ゼロをめざして参加しましょう！ ～

## I 趣旨

山形ゼロ災3か月運動は、労働災害が多発した平成24年に運動を開始し、今年で6年目を迎えます。この間、本運動を始めた翌年の平成25年こそ労働災害が増加しましたが、その後、平成26年からは3年連続で県内の労働災害は減少しました。

本年度（平成29年度）は、第12次労働災害防止計画（以下「第12次防」）の最終年度となる「節目の年」です。しかし、第12次防4年目であった平成28年の労働災害による休業4日以上死傷者数は、1,126人で、平成24年の発生数と比べ9.6%の減少に留まっており、第12次防の目標である「平成24年比で死傷者数を20%減少させること」の達成は厳しい状況にあります。

このような状況の下、第12次防の目標達成は勿論、「誰もが安心して安全で健康に働くことができる社会」を目指し、「労働災害のない社会の実現」に向け、経営トップが、労働者の安全と健康の確保を自らの問題と再認識して「安全衛生に関する宣言」を行い、労働災害防止の自主的な取組の促進を行う事業場参加型の「山形ゼロ災3か月運動」を本年も展開するものです。

## II 実施事項等

- 1 運動期間 : 平成29年10月1日から12月31日まで
- 2 主催者 : 山形労働局・各労働基準監督署  
: 山形県労働災害防止関係団体連絡協議会・各地区労働基準協会
- 3 後援者 : 各河川国道事務所・砂防事務所等、山形運輸支局、  
(予定) : 各森林管理署、各農業水利事務所等、山形県
- 4 実施者 : 山形県内の事業場
- 5 主催者実施事項（山形労働局・各労働基準監督署）
  - (1) 山形県内労働災害防止関係団体等に対する支援
  - (2) 山形労働局ホームページに本運動専用サイトの開設及び参加事業場名の掲載
  - (3) 本運動に関する周知及び広報
  - (4) 山形労働局長による公開パトロール

- 6 主催者実施事項（各災害防止団体・各地区労働基準協会）
  - (1) 本運動参加事業場の登録、参加シール・達成シールの交付
  - (2) (1) の事業場のうちゼロ災を達成した事業場に対しての顕彰
  - (3) 傘下会員事業場等に対する運動の周知、参加勧奨
  
- 7 実施者（事業場の）実施事項（別紙参照）
  - (1) 経営トップによる「安全衛生に関する宣言」（別紙1参照）
  - (2) 「無災害運動」（災害防止活動）の実施（別紙2参照）
    - ・経営首脳による職場巡視・4S（5S）活動・危険予知活動・安全大会
    - ・安全教育・その他
  - (3) 「安全点検の日」の設定（別紙3参照）

### Ⅲ 参加申込等

- 1 参加申込期間 : 平成29年8月1日（火）から9月30日（土）まで
  
- 2 参加費 : 無料
  
- 3 参加資格 : 山形県内の事業場（本社、支店、営業所、工場等）  
【建設現場は、工期が実施期間（10/1-12/31）を超える場合、現場単位で参加可能】
  
- 4 参加申込方法 : 「参加申込書（兼 結果報告）」に記入の上、主催者団体の内いずれか1団体に郵送又はFAXで申し込んでください。
  
- 5 参加シールの交付 : 参加申込み事業場には、参加シールを交付します。  
（「3か月間無災害」を達成した事業場は「達成シール」を貼り付けてください。）
  
- 6 参加事業場名の公表 : 参加事業場名を主催者団体や山形労働局のHP等で公表します。（公表を希望しない場合は、申込書に「希望なし」表示）  
【※HP公開は9月中旬頃を予定】
  
- 7 結果報告 : 運動期間終了後、平成30年1月15日（月）までに目標達成（労働災害発生）の有無を「参加申込書（兼 結果報告）」に追記し参加申込みを行った団体へ郵便又はFAXで報告してください。